

匝瑳市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例概要

1. 新条例案の概要

【旧条例との主な変更点】

(1) 県条例の適用除外

「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」及び「千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例」（以下、県条例という。）の適用除外規定を受け、埋立て面積 3,000 平方メートル以上の事業及び再生土を使用した埋立て事業についても市新条例の適用対象とします。

(2) 定義の変更【第 2 条】

① 事業主等の範囲の拡大

事業主等を、土地の埋立て等を行う者（請負契約により土地の埋立て等を行う者を含む。）及び当該土地の埋立て等に供する区域内（一時堆積特定事業の場合にあっては、特定事業内）の土地所有者として規定しています。土地所有者も事業者及び施行者と同様の責務を持つこととなります。

② 改良土（再生土）の定義の追加

改良土（再生土）を、土砂等又は廃棄物を人為的に加工し、又は添加して、その形状を改良したものをいう。と規定し、その使用を禁止していません。

(3) 責務規定の変更【第 3 条・第 4 条】

① 事業主等の責務

事業主等は、土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止する責務を有し、また、土地の埋立て等に係る苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって解決に当たらなければならないこととします。

② 発生者等の責務の追加

残土が発生する工事を行う者は、土地の埋立て等に使用される土砂等の安全基準に適合しない残土を土地の埋立て等の用に供してはならないこととします。

また、土砂等を運搬する者は、土地の埋立て等に使用される土砂等を運

搬しようとするときは、土地の埋立て等による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬してはならないこととし、発生場所等が異なる土砂が混じり合わないよう措置を講じることとしています。

(4) 土地の埋立て等に使用される土砂等の安全基準【第6条】

安全基準は、環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項に規定する土壌の汚染に係る環境基準及び水質汚濁に係る環境基準に準じます。

また、周辺の植生への影響を考慮し、新たに塩化物イオン濃度を追加することとします。

(5) 特定事業の許可【第9条・第10条】

特定事業を行おうとする事業主等は、特定事業区域ごとにあらかじめ市長の許可を受けなければならないこととし、許可にあたって市は、生活環境の保全及び災害の発生の防止に必要な条件を付することができることとしています。

ただし、採取土砂等のみを用いて行う許認可行為(法令等に基づき許可又は認可を要する行為であって、規則で定めるもの)を伴う特定事業については、事前届出制としています。

また、国、地方公共団体等が行う事業やその他規則で定める事業は新条例の適用除外としています。

(6) 土地所有者等の同意【第11条】

特定事業の許可を受けようとする事業主等は、あらかじめ、以下の方々から同意を得ることが必要です。

① 地上権、永小作権、質権、賃借権を有する者の同意

特定事業の許可を受けようとする事業主等は、あらかじめ、当該特定事業に係る特定事業区域(一時たい積特定事業の場合にあつては、特定事業場。)の土地につき当該特定事業の施行の妨げとなる権利(地上権、永小作権、質権、賃借権)を有する者の同意が必要となります。

② 周辺住民等の同意

特定事業の許可を受けようとする事業主等は、あらかじめ、特定事業区域(一時たい積特定事業の場合にあつては、特定事業場。)の周辺住民等に対し、当該許可を受けようとする特定事業について、当該事業に係る特定事業区域から500メートル以内の区域に居住する住民に対し、住民説

明会を実施し、当該区域に居住する世帯の世帯主から10分の8以上の同意を得ることが必要となります。

また、当該区域の世帯数が30世帯未満のときは、上記の世帯主の同意のほか、当該区域の土地所有者に対しても、当該特定事業について説明し、10分の8以上の同意を得ることが必要となります。

③ 隣接土地所有者の同意

特定事業の許可を受けようとする事業主等は、あらかじめ、当該特定事業について説明し、特定事業区域（一時たい積特定事業の場合にあっては、特定事業場。）に隣接する土地所有者全ての同意を得ることが必要です。

④ 特定事業によって特に影響を受ける者の同意

特定事業の許可を受けようとする事業主等は、特定事業によって特に影響を受ける者として市が認める者がいるときは、あらかじめ、当該特定事業について説明し、その者の同意を得ることが必要です。

(7) 事前協議制の導入及び許可申請の規定の変更【第12条・第13条】

① 事前協議制の導入

特定事業の許可及び変更の申請又は届出の前に事前協議を必要としています。

許可及び変更の申請又は届出をしようとする事業主等は、あらかじめ特定事業計画書に必要書類、図面を提出し、市との事前協議が必要となります。

② 許可申請規定の変更

許可を受けようとする事業主等は、申請書に必要書類、図面を添付して市へ提出します。

※事前協議と許可申請に必要な事項として、県条例に準じ、新たに次の事項を規定しています。

- ・ 特定事業区域の表土（埋立て前）の地質の状況
- ・ 現場事務所及び現場責任者の設置（3,000㎡未満は現場責任者のみ）
- ・ 特定事業区域以外への排水の水質検査を行うために必要な措置

(8) 申請の制限【第14条】

特定事業の期間について、県条例に準じ3年（一時たい積特定事業の場合にあっては、1年）までとして規定しています。

(9) 許可の基準の追加【第 15 条】

許可の基準に、次の事項を新たに規定しています。

- ① 特定事業により、特定事業区域及びその周辺における道路、河川、水路その他の公共施設の維持管理上支障が生じないこと。
- ② 特定事業が 3 年（一時たい積特定事業の場合にあっては、1 年）以内に完了するものであること。
- ③ 現場事務所及び現場責任者を置くこと（3,000 m²未満の特定事業にあっては、現場責任者を置くこと）。
- ④ 特定事業が改良土（再生土）を使用するものでないこと。
- ⑤ 事業期間中、当該特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置が図られていること。

(10) 特定事業の変更許可等【第 16 条・17 条】

事業主等が許可を受けた内容等を変更しようとする場合に次の事項を新たに規定しています。

- ① 特定事業区域の面積変更は、当初許可区域の 2 割を超えて拡大することができない（一時堆積特定事業は事業区域の面積変更ができない）。
- ② 事業期間の変更は、当初許可期間の満了日から起算して、1 年を超えることができない。
- ③ 土壌に関する変更届出により特定事業を行う事業主等は、当該届出に係る内容を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市に届け出なければならないこととします。

(11) 名義貸しの禁止の追加【18 条】

許可を受けた事業主等が自己の名義をもって、他者に事業を行わせることを禁止しています。

(12) 特定事業の開始の届出規定の追加及び搬入の届出【第 19 条・20 条】

許可事業主等は、その許可又は届出に係る特定事業を開始したときは、開始した日から起算して 10 日以内に、その旨を市長に届け出なければならないことを新たに規定しています。

土砂等の搬入に当たっては、搬入前に従前のおおりに、市に届出しなければならないこととしています。

(13) 土砂等管理台帳の作成等の追加【第 22 条】

許可事業主等は、特定事業に使用した土砂等について、発生場所ごとに1日の搬入量等を記載した管理簿を作成し、状況報告書とともに1カ月ごとに市に報告しなければならないこととしています。

(14) 地質検査等の報告規定の変更及び排水検査の追加【第23条】

許可事業主等は、市職員の立ち合いのもと、2カ月ごと又は廃止・完了・終了の届出の際に地質検査及び排水検査を行い、その結果を市へ報告しなければならないこととしています。

(15) 特定事業の廃止(休止)、完了、終了の届出規定の変更

【第24条・第25条・第26条】

廃止(休止)、完了の届出のほか、県条例に準じ終了の届出が追加されます。

許可事業主等は、特定事業を廃止(休止)、完了、終了しようとするとき及び廃止(休止)、完了、終了したときに市に届け出を行うこととしています。

廃止(休止)	許可を受けた特定事業に着手できない場合、特定事業を2月以上休止する場合、許可期間満了前に事業を施工途中で終わらせる場合
完了	特定事業が計画どおり許可期間内に完了する場合
終了	許可期間内に事業が完了しない場合

市は、速やかに、当該届出の内容が特定事業の廃止(休止)、完了、終了に支障がないかどうか確認を行うとともに、現地調査を行い必要に応じて指導を行うこととしています。

(16) 関係書類等の保存規定の追加【第32条】

許可事業主等は、特定事業の完了届出等をした日から、5年間は市に提出した書類及び図面の写しを保存しなければならないこととします。

また、土砂等管理台帳についても閉鎖後5年間保存しなければならないこととしています。

(17) 立入検査

立入検査の規定に、土地の埋立て等に改良土(再生土)等が使用されているおそれがあるときは、試験の用に供するのに必要な限度において当該改良土(再生土)等は無償で採取させることができることを規定していま

す。

(18) 知事への通報【第 36 条】

市は、特定事業区域の土壌が汚染され、又は汚染のおそれがあると認めるときは、直ちに千葉県知事にその旨を通報することとしています。

(19) 手数料の追加【第 38 条】

県条例の適用除外に伴い、特定事業区域の面積が 3,000 m²以上について、県条例に準じて許可申請手数料を規定します。

許可の種類	特定事業の面積	許可申請手数料の額
新規許可	300 m ² 以上 3,000 m ² 未満	1 の区域につき 20,000 円
新規許可（追加）	3,000 m ² 以上	1 の区域につき 48,000 円
変更許可	300 m ² 以上 3,000 m ² 未満	1 の区域につき 10,000 円
変更許可（追加）	3,000 m ² 以上	1 の区域につき 28,000 円
譲受け許可（変更）	面積規定なし	1 の区域につき 28,000 円

(20) 罰則及び両罰規定【第 40 条・第 41 条・第 42 条・第 43 条】

この条例に違反した場合は次のとおり罰則を規定しています。

① 1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金

- ・ 無許可で特定事業を行った事業主等
- ・ 措置命令に違反した事業主等
- ・ 名義貸しを行った事業主等（追加）

② 50 万円以下の罰金

- ・ 土砂等搬入届をしない又は虚偽の届出を行った事業主等
- ・ 土砂等管理台帳の未作成、未記載、虚偽記載を行った事業主等（追加）
- ・ 必要な報告を怠った又は虚偽の報告を行った事業主等
- ・ 土砂等管理台帳を保存しなかった事業主等（追加）
- ・ 立入検査の拒否や虚偽答弁等を行った事業主等

③ 30 万円以下の罰金

- ・ 必要な届出を怠った又は虚偽の届出を行った事業主等
- ・ 標識の設置や境界を明らかにする表示をしなかった事業主等（追加）
- ・ 市に提出した書類・図面の写しを保存しなかった事業主等

④ 法人の従業員等がこの条例に違反した場合、行為者を罰するほか、その法人等に対して罰金刑を科することとしています。

【用語の定義】

- ・ **土地の埋立て等** 土砂等の搬入による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂等のたい積（製品の製造又は加工のための原材料のたい積を除く。）を行う行為をいう。
- ・ **土砂等** 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物以外のもので、土地の埋立て等の用に供するものをいう。
- ・ **採取土砂等** 採石法（昭和 25 年法律第 291 号）、砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）、千葉県土採取条例（昭和 49 年千葉県条例第 1 号）その他法令及び条例（以下「法令等」という。）に基づき許可又は認可がなされた採取場から採取された土砂等をいう。
- ・ **残土** 土砂等のうち、採取土砂等以外のものをいう。
- ・ **改良土（再生土）** 土砂等又は廃棄物を人為的に加工し、又は添加して、その形状を改良したものをいう。
- ・ **特定事業** 土地の埋立て等に供する区域以外の場所から発生し、又は採取された土砂等による土地の埋立て等を行う事業であって、土地の埋立て等に供する区域の面積が 300 平方メートル以上であるもの（土地の埋立て等に供する面積が 300 平方メートル未満であっても、当該土地の埋立て等に供する区域に隣接し、又は接近する土地において、当該事業を施工する日の前 1 年以内に土地の埋立て等を行う事業が施工され、又は施工中の場合においては、当該事業の土地の埋立て等に供する区域と既に施工され、又は施工中の土地の埋立て等を行う事業の土地の埋立て等に供する区域の面積が合算して 300 平方メートル以上となるものを含む。ただし、事業主等のすべてが異なる場合は、この限りでない。）をいう。
- ・ **特定事業区域** 特定事業を行う土地の区域をいう。
- ・ **一時堆積特定事業** 特定事業のうち、他の場所への搬出を目的として行う土砂等のたい積行為をいう。
- ・ **特定事業場** 一時たい積特定事業に供する施設及びその特定事業区域をいう。
- ・ **事業主等** 土地の埋立て等を行う者（請負契約により土地の埋立て等を行う者を含む。）及び当該土地の埋立て等に供する区域内（一時たい積特定事業の場合にあつては、特定事業場内）の土地の所有者をいう。
- ・ **発生者等** 残土が発生する工事を行う者及び土砂等を運搬する者をいう。

2 【施行期日】 令和元年（2019年）6月1日